

## 「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領の運用」について

「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」の運用については、下記により実施するものとする。

**1 指定副産物の工事現場からの搬出**

## (1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

公共工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

## (2) 建設発生木材（伐採木、除根材を含む）

公共工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下のア及びイをともに満たす場合は、再資源化施設への搬出に代えて縮減（焼却）する施設への搬出とすることができる。

ア 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車輛が通行する道路が整備されていない場合。

イ 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用より低い場合

## (3) 建設発生土

建設発生土は可能な限り当該工事現場内での利用に努めることとするが、やむを得ず流用をする場合は、原則として、50km の範囲内の他の公共工事へ搬出する。また、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合は、その調整結果を優先すること。

なお、他の公共工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は本市で管理するストックヤード等を積極的に活用するが、それでも困難な場合は土砂処分場に搬出すること。

状況に応じて民間工事等への搬出を検討する場合は、工事発注課と協議すること。

**2 建設汚泥の工事現場からの搬出**

公共工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として実施要領 5 (2) のいずれかの方法とすること。

また、再生利用の促進に当たっては、鹿児島県における「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及びその実施要領について（通知）」（平成 18 年 8 月 22 日付け）によること。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合で、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

なお、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

## (参考資料)

指定副産物の工事現場からの搬出

実施要領 5 (1) を参照。

本市が管理するストックヤード等

土砂受入時期の調整が困難な場合で今後の工事において土砂の使用が見込まれる場合等は、建設局で暫定的に管理する土砂の仮置き場についても協議するなど、積極的に再利用に努めること。

建設汚泥の工事現場からの搬出

実施要領 5 (2) を参照。

鹿児島県における「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及びその実施要領について（通知）」（平成 18 年 8 月 22 日付け）

- ・「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成 18 年 8 月 22 日）
- ・「建設汚泥処理土利用技術基準について」（平成 18 年 8 月 22 日）
- ・「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」及びその運用の改定（通知）」（平成 30 年 3 月 24 日）

国土交通省における「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等の策定（通知）」（平成 18 年 6 月 12 日付け）

- ・建設汚泥の再生利用に関するガイドライン
- ・建設汚泥の再生利用に関する実施要領
- ・建設汚泥処理土利用基準
- ・リサイクル原則化ルール

### 3 再生資材等の利用

#### (1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材を利用する。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

#### (2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

#### (3) 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土又は建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の公共工事若しくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土又は建設汚泥処理土を利用する。

また、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合はその調整結果を優先すること。

### 4 設計図書等における条件明示の方法 略

フロー図（1／7～7／7） 略

### (参考資料)

#### 再生資材等の利用

実施要領5(3)を参照。

赤字は令和3年1月28日改定

#### 原則として、建設発生土若しくは建設汚泥処理土を利用

設計への計上は、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議やその他の工事間流用等に関する協議等を踏まえ、費用として要する建設発生土の運搬費と建設汚泥処理土購入費の経済比較を行うなど適切な設計とすること。

赤字は令和3年1月28日改定